**同友会本部会則**

第1章 総 則

第1条（名称）

 本会は、あいおいニッセイ同和損保同友会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

 本会は、会員相互の親睦と融和を図るとともに、あいおいニッセイ同和損害

保険株式会社との連携を深め、社業の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

 1．会員相互の親睦を図るために必要な事業。

 2．会員の慶弔に関する業務。

 3．会員の福利厚生に関する業務。

 4．その他、必要な事業および事項。

第4条（組織）

 本会は、次の組織をもって構成する。

 1．本会の本部は東京に置く。

 2．地区会を以下に置く。

 （1）北海道同友会 北海道

 （2）東北同友会 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

 （3）関東甲信越同友会 東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、

群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県

 （4）東海同友会 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県

 （5）北陸同友会 富山県、石川県、福井県

 （6）関西同友会 滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、

兵庫県

 （7）中国同友会 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県

 （8）四国同友会 香川県、徳島県、高知県、愛媛県

 （9）九州同友会 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

 鹿児島県、沖縄県

 3．上記地区会の中に本会の承認を得て支部を設けることができる。

第2章 会 員

第5条（会員）

 本会は入会を希望した次の会員をもって組織する。

 1．会社を定年もしくは勤続20年以上で退職した職員。

 2．会社を退任した役員・理事。

 3．各地区会長の推薦により本部幹事会で承認を得た者。

第6条（入会手続き）

 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出しなければならない。

 但し、入会手続きは、本部または各地区会で行う。

第7条（会費）

 会員は、年会費を期日までに納入しなければならない。

但し、会費の納入事務は各地区会で行う。

 1. 年会費は、年額2,000円とする。但し、毎年11月以降加入の新入会員は、

当該年度の年会費を免除することが出来る。

 2. 地区会内規により、臨時会費を徴収することが出来る。

第8条（会員情報の漏洩防止）

 会員は、他の会員個人に関する情報を、本人の了解を得ずに本会の目的以外に

 使用または他人へ提供してはならない。

 また、他へ漏洩しないよう措置を執らなければならない。

第9条（会員資格の喪失）

 会員は、次に掲げる場合はその資格を喪失する。但し、退会の手続きは

本部または各地区会で行う。

1．自己都合による退会。

2．会員本人の死亡。

 3. 会費を2年間以上滞納した場合。（滞納2年目終了時をもって資格を喪失

する）

 4. その他、会員が本会の名誉を著しく損なう行為を行った場合は、幹事会

の決議をもって除名することができる。但し、会員総会の追認を要する。

第10条（再入会）

 退会した会員が、本会に再入会を希望し地区会長が認めたときは再入会できる

ものとする。

第3章 役 員

第11条 （役員）

 本会には次の役員を置く。

 1. 会長 1名

 2. 副会長 2名以内

 3. 幹事長 1名

4. 幹事 若干名

 5. 監事 1名

第12条（役員の選任）

 役員の選任は次による。

 1．会長は、会員総会において地区会長の中から選任する。

 2．副会長は、会員総会において地区会長および幹事の中から会長が指名する。

 3．幹事長、幹事は、会長が会員の中から任命する。

 4．監事は、会員総会において会員の中から選任する。

第13条（役員の任務）

 1．会長は、本会を代表して会務を総覧し会議を招集して議長となる。

 2．副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。

 3．幹事長は、幹事会を運営しその業務の執行にあたる。

 4．幹事は、本会の目的・事業等の会務の執行にあたる。

 5．監事は、業務並びに会計の監査にあたる。

第14条 （役員の任期）

 1．役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

 2．役員の任期は、その役員が選任または委嘱された会員総会の終了時から

2年後の会員総会終了時までとし、補充役員の任期は前任者の残余期間と

する。

3．役員の辞任は、会長の承認を必要とする。

第15条 （幹事会）

 幹事会の構成および運営は下記のとおりとする。

 1．幹事会

 （1）幹事会は、第2条および第3条に定められた会務の審議決定ならびに執行

にあたる。

（2）幹事会の構成は、会長・副会長・幹事長・幹事とする。

 2．会議の運営

 　　幹事会は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、出席者の3分の2の

賛成をもって決議する。

なお、監事は幹事会に出席し意見を述べることが出来る。

第16条（地区会）

 地区会の運営は下記のとおりとする。

 1．地区会に次の役員を置く。

役員の任命、任期、任務等は本会の規定に準じる。

（1）地区会長

 （2）幹事

 （3）監事

 （4）必要に応じて上記以外の役員を置くことができる。

 2．地区会は、原則として年1回以上地区総会を開催する。

 　　また、必要に応じて臨時地区総会を開催することができる。

 3．地区会の運営に必要な経費は、本部交付金と地区会員の会費等をもって

充てる。

 4．地区会の運営は、本会則のほか地区会内規による。

 5．地区会は、次の事項についてその都度速やかに本部の承認を得なければ

ならない。

 （1）地区会内規の制定およびその改定を行うとき。

 （2）本部が報告を求めた事項。

 （3）その他、本会則に定めた事項。

第17条 （本部と事務局）

 1．本会の本部は、第15条に定められた幹事会をもって構成し運営する。

 2．本会の本部および事務局は、東京都中央区日本橋3丁目6番地12号

 あいおいニッセイ同和損保日本橋別館に置く。

第4章 会員総会

第18条（会員総会の位置づけ）

 会員総会は、本会の最高議決機関とする。

第19条 （定時会員総会）

　 1．会長は、会計年度終了後速やかに定時総会を招集し、事業および決算の

報告、役員の選任、その他の事項について承認を得なければならない。

　 2．会員総会は、地区会長および本部役員をもって開催する。

第20条 （臨時会員総会および書面「電子メールまたはFax」による緊急会議）

1．地区会長および本部役員の3分の1以上をもって臨時会員総会の開催を

請求することができる。

 2. 会長は、緊急に決議を要する議案について、臨時会員総会に替え、書面

（電子メールまたはFax）により、議決権者である各地区会長に提案し、

賛否を書面（電子メールまたはFax）により求めることが出来る。

ただし、議決権者全員の賛成があるときのみ決議できる。

第21条 （会員総会の招集）

 会員総会の招集は、会長が行い会議の目的・開催日時・場所を明示し、

開会の日から10日以前に書面をもって地区会長に通知する。

第22条 （会員総会の決議）

1．会員総会は、地区会長の4分の3以上の出席をもって成立し、議決権総数の

過半数の賛成をもって決議する。

2．地区会長が出席できないときは、代理出席を認めるとともに議決権を行使することができる。

3．代理人が出席できないときは、委任状を提出し議決権を行使することが

できる。

第23条（会員総会の議決権）

1．会員総会における議決権は、地区会長（本会の会長および副会長を含む）

とする。

2．議決権は、地区ごとに、毎年度4月1日現在の会員数50名毎に１議決権を 有する。会員数50名未満については、25名以上は1議決権とする。 （24名以下は議決権なし）但し、地区会全体で会員数が50名に満たない

場合は1議決権を有するものとする。

第24条 （定時会員総会の決議事項）

 定時会員総会では、次の事項について審議・決議する。

1．事業および会計に関する事項。

2．幹事会の業務に関する事項。

3．各地区会への交付金に関する事項。

4．本部運営費に関する事項。

5．幹事および監事の任命・委嘱に関する報告。

6．その他幹事会で必要と認めた事項。

第5章 会 計

第25条 （会計年度）

 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第26条 （予算および決算）

 年度収支予算および決算は、幹事会の審議を経て会員総会の承認を受けるもの

とする。

第27条（交付金および運営費）

1．本部は、別に定める交付金を地区会に交付し、地区会は会計年度終了後

速やかに会計報告を行うものとする。あわせて地区会は、会員の増減、

慶弔者および会員名簿の報告を行うものとする。

2．本部の運営費は、交付金または会費の一部をもって充てる。

 3．同好会等への補助金については、地区会内規により支給することが出来る。

第6章 慶 弔

第28条（慶弔）

 会員の慶弔は、以下により行う。

1．会員に対する慶祝（長寿祝金の贈呈）

 入会後5年以上経過した会員が、暦年ベースで次の年齢（満年齢）に達したとき、長寿祝金を贈呈する。

（1）77歳（喜寿） 10,000円

（2）88歳（米寿） 10,000円

（3）99歳（白寿） 10,000円

 2．会員に対する弔意（弔慰金の贈呈）

 会員が死亡したときは、弔慰金として10,000円を贈呈する。

 会員が生存中に会員の配偶者が死亡したときは、弔慰金として5,000円を

 贈呈する。

3．その他、特に必要と認めたとき。

第7章 その他

第29条（会則に定めのない事項）

 本会則に定めのない事項は、幹事会で討議し会員総会の決議を得るものとする。

第30条 （会則の改訂）

 本会則は、会員総会の決議により改定することができる。

附 則

第31条 （実施日）

 本会則は、平成30年7月11日より実施する。

平成22年7月20日 改訂

平成28年7月14日 改訂

平成29年7月13日 改訂

平成30年7月11日 改訂